

# 議員全員協議会会議録

平成29年8月31日

宮古市議会

## 平成29年8月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(8月31日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会議務局出席者	2
開 会	3
協議事項(1)	3
協議事項(2)	4
協議事項(3)	5
協議事項(4)	5
協議事項(5)	7
閉 会	9

# 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成29年8月31日（木曜日） 午前10時  
場 所 議事堂 議場

○

## 事 件

### 〔協議事項〕

- (1) 予算・決算の審査方法について
- (2) 改選後の常任委員会について
- (3) 通年議会の導入について
- (4) 地方自治法の一部改正に伴う監査委員の選任について
- (5) その他

出席議員（28名）

1番	今村正君	2番	小島直也君
3番	木村誠君	4番	佐々木清明君
5番	白石雅一君	6番	鳥居晋君
7番	中島清吾君	8番	伊藤清君
9番	熊坂伸子君	10番	西村昭二君
11番	佐々木重勝君	12番	須賀原千エ子君
13番	高橋秀正君	14番	橋本久夫君
15番	古舘章秀君	16番	工藤小百合君
17番	坂本悦夫君	18番	長門孝則君
19番	佐々木勝君	20番	落合久三君
21番	竹花邦彦君	22番	畠山茂君
23番	坂下正明君	24番	松本尚美君
25番	藤原光昭君	26番	田中尚君
27番	加藤俊郎君	28番	前川昌登君

欠席議員（0名）

なし

---

議会事務局出席者

事務局長 野崎 仁也  
主 査 高村 学

次 長 佐々木 純子

---

## 開 会

午前10時00分 開会

- 議長（前川昌登君） ただいまから議員全員協議会を開会します。  
ただいままでの出席は27名でございます。会議は成立しております。

○

### 協議事項（1） 予算及び決算の審査方法について

- 議長（前川昌登君） それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。  
協議事項の1、予算及び決算の審査方法についてですが、議会運営委員会委員長より説明願います。  
古舘議会運営委員会委員長。
- 15番（古舘章秀君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会を代表しまして、説明させていただきます。  
本日は、議会運営委員会で協議しているものについて説明させていただくものでございますので、よろしく  
お願いいたします。  
始めに（1）の予算及び決算の審査方法についてをご覧いただきたいと思います。7月25日開催の議員全員協  
議会で補正予算については全体審査とする旨、説明いたしました。当初予算も全体審査に見直すことといた  
したものです。なお、決算審査については、従来どおり分科会審査とします。  
以上で説明を終わります。
- 議長（前川昌登君） 説明が終了しました。この件について、何か質問があれば挙手願います。  
松本議員。
- 24番（松本尚美君） 議会運営委員会委員長の説明、その理解は十分させていただいておりますけれども。  
今まで、何て言いますか、予算・決算の審議に当たっては暫定的な、経過的と言いますか、暫定的な取り組み  
で進めてきたものと私は理解しております。そして当然決算から分科会方式、常任委員会をスライドして分科  
会で審査するということが進められてきました。  
そういった流れの中で、予算についても当然に、最終的には分科会、常任委員会を主体とする役割分担の中  
で、審査していくという流れにあるはずだと私は今でも理解しています。これは、私があえて申し上げるまでも  
ないとは思いますが、議会基本条例を明文化して、そして議会の活性化をどう図っていくか。そしてそ  
の中で、やはり委員会、所管の委員会をそれぞれ、市民からの請願・陳情等は本会議に付託される。そして委員  
会がそれぞれの所管の中で対応するという流れがあったわけですが、それを、より委員会の活動を活性化  
し明確化した中で議会の活性化に資していくということが流れだったのではないかと今でも思っています。  
今回、全体審査で従前どおり行いたいと、実施するという報告ですが、その辺の議論と言いますか検討がどう  
だったのかということをお伺いしたいと思っております。
- 議長（前川昌登君） 古舘委員長。
- 15番（古舘章秀君） ただいま松本議員から、この分科会方式から全体審査になった経緯についての質問があっ  
たわけですが、松本議員は少し誤解しているのではないかなと思うのは、この分科会方式は暫定的ではなく本  
格実施であったとことを私は議運の委員長を務めて理解したところでございますので、暫定的ではなかったと、  
実施してきたと。  
その結果今日まで審査してきた結果、それぞれの会派から、やはり元に戻すべきという意見があったと。それ  
は、それぞれの委員会の中で非常に委員構成も難しい状況になった経緯もございまして、それぞれの中

で、やはり議員としての質問をしたいという部分が、分科会方式であるとなかなかそれができないということが強い意見であったことから、それぞれの会派の中で、やはり元に戻して全体審査にすべきという意見が圧倒的に強く、そして全会一致で議運としても決定したところでございますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○24番（松本尚美君） 私が暫定的という表現をしたのが適切かどうかというのも委員長のお話の中にありましたけれども。私は議会基本条例は基本的にこれだっていうものの明文化している部分は当然ありますけれども。

これは時代と共にといいますか、時間の流れの中で先に進むというプラス方向に変わっていくという意味で、暫定的なのかなという思いをお話しさせていただきましたけれども。いずれ議会基本条例に示している常任委員会を、中心主義という表現もしておりますけれども、その常任委員会とはいったい何だろうということも逆に皆さんが頭の中にあるのかなという思いがいたしましたので、今あえて尋ねさせていただきました。

確かに暫定ではなく実施してきたということも事実でありますけれども、それをまた変化させるっていうことであれば、これは基本に則ってその方向性をしっかりと皆さんが、次の改選期以降も当然、この構成も変わると思いますが、ある意味で普遍的なものをしっかりと押さえていかなければならないのかなという思いがありましたので。今日はこの報告で対応するということは理解しますが、いずれ議会基本条例をしっかりと捉えていただきながら、常任委員会とはいったい何だろう、もちろん議会の役割である監視とかチェック、牽制もありますけれども。そういった機能もさることながら政策立案をどう目指していくか、市民の負託に応じて市民福祉の向上をどう図っていくか。それぞれの所管する常任委員会が、中心になってこういった課題に取り組んでいくということが、私は明確にすべきだというふうに思っております。

そういった流れの中で、当然予算にしても決算にしても審査・審議が所管の先議権と言いますか、そういったものをしっかりと認める。そしてそれをベースにしながら議会の中で、そういった予算にしても決算にしても取り扱いをどう、良い悪いを含めて議会の中で討論して、そして結論を出していくかというのが私は一つの流れというふうに理解しておりますので、そこを是非忘れていただかないように今日は意見として申し上げたいと思ます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 予算・決算の審査方法、特に決算審査は分科会方式とすると書いてあります。会派の中でも議会運営委員会での議論の内容、結論については既に報告を受けて基本的に私も了承しているものですが。

今確認しておきたかったのは決算審査の中身で、予算審査資料の4番目。この質疑の時間はと書いてありますが、質疑答弁含め1人20分以内、必要があれば2巡目まで行うと。この規定は決算審査でもそのとおり行うと理解したのですが、そういう理解でしょうか。

○議長（前川昌登君） 古舘委員長。

○15番（古舘章秀君） この予算審査については、このように決定したわけですが、決算審査については分科会方式でありますので、それぞれの分科会長に時間等は委ねられていると思ますので、従来どおり実施していただくと。それぞれの分科会での対応で行っていただきたいと、このように思っております。

○議長（前川昌登君） ほかにございませんか。なければこの件はこれで終わります。

○

## 協議事項（2） 改選後の常任委員会について

○議長（前川昌登君） 協議事項の2、改選後の常任委員会についてを説明願います。

古館議会運営委員会委員長。

○15番（古館章秀君） それでは改選後の常任委員会についてをご覧くださいと思います。

平成30年5月改選後、議員定数が22人となります。そこで、現在の総務、教育民生、経済、建設の4常任委員会を、経済と建設の所管を合わせ、名称を産業建設とし、総務、教育民生、産業建設の3常任委員会とすることに決定しました。

その他、現在、特別委員会である議会広報編集特別委員会を常任委員会とすることも併せて決定したところでもあります。なお、名称、定数、広報編集以外の機能を持たせるかどうか等については、検討中であり、各会派に持ち帰り協議いただくこととしておりますので、それぞれの会派の皆さま方には、よろしくご協議いただくことをお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 説明が終了しました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

なければ、この件はこれで終わります。

○

### 協議事項（3） 通年議会の導入について

○議長（前川昌登君） 次に協議事項の3、通年議会の導入についてを説明願います。

古館議会運営委員会委員長。

○15番（古館章秀君） それでは、（3）通年議会の導入についてをご覧くださいと思います。

宮古市議会では、平成24年の地方自治法の改正による通年会期制度の創設を契機として、これまで、当該制度導入の検討を行ってきたところでございます。

議会運営委員会では、これまでの検討の内容と今回の会派等からの意見を踏まえ、議会運営を弾力的かつ活発化するため、次期議員改選後の平成30年5月から会期の通年化を実施するという結論に至ったところであります。

なお、会期の通年化にあたっては、その実施目的から、定例会の回数を年1回とする、現行制度の運用で行う通年議会により実施しようとするものであります。通年議会導入にあたっての確認事項は、2ページから記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、通年議会の実施にあたっての条例等の改正については、平成29年12月議会定例会で行います。

その他、通年議会に係る資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前川昌登君） 説明が終了しました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

ないようですので、この件はこれで終わります。

○

### 協議事項（4） 地方自治法の一部改正に伴う監査委員の選任について

○議長（前川昌登君） 次に協議事項の4、地方自治法の一部改正に伴う監査委員の選任についてについてを説明願います。

古館議会運営委員会委員長。

○15番（古館章秀君） それでは、（4）地方自治法の一部改正に伴う監査委員の選任について説明させていただきます。

地方自治法等の一部を改正する法律の公布及び施行について(通知)の抜粋をお配りしております。

改正の内容は、監査体制の見直しで、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされたことと、その施行期日は平成30年4月1日というものでございます。

現在の地方自治法第196条では、監査委員は識見を有する者及び議員のうちから選任し、議員は1人とするとされておりますが、ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるのとされたのが今回の改正であります。

議会運営委員会では、この地方自治法の改正を踏まえ、条例で議員のうちから監査委員を選任しないこととすることを議会の考えとして、市に伝えることといたします。以上で説明を終わります。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

松本議員。

○24番（松本尚美君） 今の委員長報告と言いますか説明は理解しました。ちょっとお尋ねしたいんですけども。この法律の改正によって議員が選任されなくていいというのは分かるんですが、議運の中でどういった議論がされたのか、掻い摘んで説明をいただきたい。

○議長（前川昌登君） 古館議会運営委員会委員長。

○15番（古館章秀君） この件につきましては、法律の改正趣旨を踏まえ、そして現状の決算審査等の中で質問をしたくでもなかなかできない状況にあるということ。監査委員が全て状況を把握できない部分もあったわけですが、やはり制度の中でこれができるということ。議員ではない専門の方が監査をするということ。このことは大変良いことであるということで、議会運営委員会の中では法律の趣旨から専門性を持って監査をするということについて皆さんの意見が多く、全会一致でその方向性を見出したところでございます。

したがって、この議会からの監査委員の選任については、やはり議会議員の立場としてしっかりと決算審査をしていくという方向性の中でやっていくことが望ましいとの結論に至った状況であります。以上です。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○24番（松本尚美君） 法律の趣旨、私も事前にこのことについてどう考えるかということをお求められました。

ただ、国が今回の法律改正をし、条例で定めない限り議員を監査委員としないということでもあります。今委員長もおっしゃった法律の趣旨ですね。この趣旨というのは表面上の文言ではなくて、国はなぜ議員を監査委員から外すというか、できる規定なんです。外す方向ですよ。この趣旨はどう理解すればいいかは私も個人的に。国はどういう考えでこの法律を改正したのかなど。でも、できる規定ですから条例で規定すればいいんだよ。何か中途半端な雰囲気を感じたんです。ですから、委員長も法律の趣旨と言いますが、この本音みたいなところですね、これはどういうところにあると理解すればいいか知りたかった。後段に議論の中身は紹介されましたけれども。そこはどうでしょう。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 今の松本議員の質問でございますけれども、私も議運に所属しております以前は委員長も拜命させていただいたところでもあります。今松本議員が指摘をされています問題点につきましては、この監査事務ということを考えたときに、議会の存在意義は、いわば最大の権能は議決行為だと私は理解しています。

議決をした当事者が、果たして客観的な監査ができるのだろうかという根本的な問題をそもそも抱えていたと私は理解しています。そういった意味では冒頭、委員長が第1回目の質問に対する答弁の中で明快に説明しておりますように、議員は議員の本分でしっかりとチェックすると。むしろその結果としての監査は、いばわ執行

権者、それから議決権者、ある意味当事者でございます。当事者が自らの監査を果たして公正にやれるのだろうか。あるいは、またそのことが生じて議会での決算委員会等で質問がしにくいというふうな現状を考えると、やはりこういう方向がいいだろうという主旨で委員長から報告されていますので、そのようにご理解いただきたいと思えます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○24番（松本尚美君） 田中議員の説明は私も理解はできるんです。ただ、今お尋ねしているのは国の法律改正の趣旨ということですから、国の考えが聞きたかった。それが、どこにどういうふうに表示されているのかなというのが分からない。そこで改めて。今田中議員が言ったのが国の趣旨なのであれば、それで理解はしますけれどもね。

○議長（前川昌登君） 古館委員長。

○15番（古館章秀君） 法律が改正されたということは、先ほど田中議員からもお話があったように、議員としての役割の中でやっていく方がいいのではないかなということが、議会運営委員会の中で、そういうことで国の趣旨も変わっていったのではないかなという。あの、国の趣旨は聞いたことはございませんが、そういうふうに議会運営委員会では理解し、審議し決定したということでございますので、その辺をご理解いただきたいと思えます。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） ちょっと参考までに申し上げたいと思えますけれども、私自身が議会選出の監査委員という立場にあります。今回の自治法の改正の趣旨というのは、監査の充実を図るといいますか更に充実を図るといのが改正の趣旨ではなかったかなというふうに思っております。法の精神は、やはり議会選出の監査委員より専門の監査委員の方が十分に監査、チェックができるのではないかなと。そういうことで自治法改正をしたのではないかと、そういうふうに思っております。

実際に私が監査をしてみて、むしろ議員選出の監査委員より、今言ったように専門の監査委員の方がいいのではないかなと、そういうふうに思っております。議員は議員の立場でチェックすると。そして指摘もしていくということの方がいいのかなと。私自身、監査委員をやって決算委員会で質問するというのが、ちょっとできないといえますか、立場上できないようなことで。実際に質問したい部分があってもできないといえますか。ざっくばらんに申し上げてそういうこともございましたので、今言ったようにむしろ専門的な監査委員、宮古市の場合は2人ということになりますので、あと1人議員に替わる監査委員の方がいいと私は考えています。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（前川昌登君） ほかにございませんか。なければ、この件はこれで終わります。

○

## 協議事項（5） その他

○議長（前川昌登君） その他ですが、議会運営委員長、何かございましたらどうぞ。

古館議会運営委員会委員長。

○15番（古館章秀君） それでは最後になりますが、現在、議会運営委員会で協議中であります事項について、各会派に持ち帰り協議いただく項目について説明させていただきます。

議会改革に関する協議事項についての資料ご覧いただきたいと思えます。今後、協議が必要な5項目です。

1 現在の議会広報編集特別委員会を、改選後常任委員会としますが、その委員会の名称、定数、公聴を含め

るか等の所管について。

2 通年議会導入にあたって、「災害に伴う補正」について、市長の専決処分事項に指定するかどうかについて。

3 議会モニター制度等について。

4 9月定例会終了後に開催する議会報告会の、テーマ、日時、場所、開催方法について。

5 議員報酬引き上げについて。

以上5項目については、9月21日木曜日に開催予定の議会運営委員会で再度協議することとしておりますので、各会派で協議いただきたいと思います。また、公明党、無所属議員については、9月20日水曜日までに、事務局に文書で提出いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長（前川昌登君） 説明が終了しました。この件について何かご質問はございますか。

松本議員。

○24番（松本尚美君） 協議事項について、それぞれ協議、それなりの結論をとということなのですが、まず、5点目の議員報酬の引上げについては、ずっと取り組むといえますかや取りをさせていただいた事項です。現在までの流れを資料としてお渡ししていただく方がいいのではないのかなというふうに思うんですけども。

これからこれを議論するわけじゃないんですよ。ですから、新たな議員の方もいらっしゃいます。日にちも経過していますから何のことだったのかなというのわからない議員もいらっしゃると思うのですが、まずは、議員報酬についてどうでしょうか。資料は。

○議長（前川昌登君） その件について、資料を作成して各議員へ配布します。

○24番（松本尚美君） はい、お願いします。私が当時所属していた会派では、数字的なものも示させていただいているんです。それから、根拠となるもの、何らかの数字を示した場合は根拠なるものも示していますが、それも併せてお願いしたいなと思います。

それから、1点目の議会広報編集特別委員会を改選後どうするかですが、これは今まで広聴をどうするかということがありますが、是非皆さんにも意識していただきたいのは、広聴も大事なことで、広聴、開かれた議会を議会報告会というかたちでもって今進めている部分もあるんですね。これは議運がその開催についてもどうするかということを決めてきております。ですから、そういった役割分担を含めて広聴をどうしていくか。議会報告会という名称もそうなんですけれども、併せてご検討いただければというふうに思います。

それから、2点目の災害に伴う補正なんですけど、この東日本大震災の後、議会は特別委員会を設置して、そしてそれぞれの議員がそれぞれバラバラに動くのではなくて、それぞれ把握をした中で議長に災害対策本部に向いてもらって、その情報共有も対応していくとの流れがございました。また、特別委員会を設置して議会としての要望等も含めて明文化したケースがございます。今後どういう災害がおきるかわかりませんが、そういった災害にどう議会が対応するかという部分も、補正をどうするかという部分も私はトータル的には含んでいるのではないかと。場合によっては解釈によっては予算のフリーハンドを与えるということになりますよね。額がどうなるのかといった部分もありますから。前段で申し上げたように議会として災害時にどう対応するかという、トータル的な中で補正をどうするかという部分を意識していただいて議論を進めていく必要があるのではないかと。災害時のマニュアルの部分ですね。そこを是非お願いしたいなというふうに思います。どうでしょうか、委員長。

○議長（前川昌登君） 古舘議会運営委員会委員長。

○15番（古舘章秀君） この件については、それぞれ意見があったわけですが、やはり災害の市長の専決処分というのが必要であるという判断に至った経緯は、復旧にあたっての緊急の場合、応急復旧するためには、やはり専決がないと、議会を開く暇がない状況の中では応急復旧に対する予算等の専決は必ず必要ではないかなど。やはり、そういう部分も含めて。場合によってはという部分もいろいろあったわけですが、そういったことを含めてこういうかたちになった経緯でございます。それと同時に議会の災害マニュアルというのは、震災以降においても、ある程度議論が出た経緯があったわけですが、今後の課題ではないかというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） ただいまの松本議員が各項目にわたって要望ないしは質問を求めた部分があるわけでございますけれども、私はその中で5番目の議員報酬引上げ。これについては文書で回答を示せる用意があるということで、松本議員は了解しているわけでありましてけれども。文書をお読みいただいても、なかなか理解できない部分もあるのではないのかなというふうに、私なりに考えましてあえて発言させていただきたい部分がございます。

それは何かと言いますと、議員報酬の引き上げにつきましては、新しい議会から実施するということは、今の議会の合意でございました。ですから来年の5月から対象になりますというのは合意点であります。もう一つは、これは全体の意見ですけれども、私どもの会派とは多少違ったわけでありまして。全体の合意点は、議会費の範囲内で議員の報酬引上げを実現しようということも議会としての一致点だったと理解しています。したがって、それとの関連からいきますと議員定数をどれくらい減らすのかということが、簡単に言いますと議員報酬引上げの財源補償になるということも、ある意味大まかな合意点だったのかなと思っております。

もう一つ大事な部分が、市民から見ると、未だに仮設暮らしの不自由な生活をしている方が居ると。そういうことも考慮すると、果たして我々が目指す議員報酬の引上げ、市民の理解が得られるんだろうかということで、あえて議会報告会の際に、この問題で参加者の皆さまから意見を求めたわけでありまして。そのときには、どうぞ上げた方がいいですという声は少数でした。まあ、そういう経過があったということです。何よりも大事なことは、議員が何をやっているんだ、議会の存在感が感じられない。そういうふうな市民の不満が表れている状況の下で、とても議員の報酬を引上げることが可能なんだろうかと、これは私の意見でありましてけれども。

そういうことを考えますと、議員報酬のキーワードは通年議会。つまり議会の活性化とセットで議員報酬引上げを実現しようというのが、これまでの議会の合意点だったということでありますので、私なりにちょっと先走った意見になるかもしれませんが、もしかしたら文書に記述されていない部分もあるのかなと思っております。そういうことを発言させていただきました。以上です。

○議長（前川昌登君） 各会派なり、議員で今後検討していただきたいということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そのほか、何か皆さんからありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

## 閉 会

○議長（前川昌登君） 何もなければ、これをもって議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時34分 閉会

---

○

宮古市議会議長 前川昌登